

関税定率法基本通達（改正部分下線）

第23節 知的財産権侵害物品

（認定手続）

21-8 侵害疑義物品を発見した場合における認定手続は、次による。

(1) 知的財産調査官又は知的財産担当官が配置されている税関官署

イ (略)

□ 輸入者等及び権利者への認定手続開始通知

(1) (略)

(2) 後記21の2-2(1)ハ(1) ()に記載の実用新案権については認定手続までに同項(1)ハ(1) ()に規定する警告書の写しの提出がない場合には、手続は開始しないものとする。

ハ (略)

ハ～ニ (略)

(2) (略)

（輸入差止申立ての取扱い）

21の2 1 輸入差止申立ての手続及びその取扱いは、次による。

(1) 輸入差止申立ての手続

輸入差止申立てをしようとする権利者には、「輸入差止申立書」(T-1870)及び所要の添付資料等を次により提出させることにより行わせるものとする。

イ 申立人

輸入差止申立てを行うことができる者は、原権利者又は専用使用権者とする。なお、代理人に輸入差止申立ての手続を委任することを妨げない。

□ (略)

ハ 添付書類等

(1) 添付が必要な資料等

権利の内容を証する書類

登録原簿の謄本及び公報（著作権又は著作隣接権については、当該権利の発生を証すべき資料等。以下同じ。）

侵害の事実を疎明するための資料等

輸入差止申立てに係る真正商品とその侵害物品を識別することができるサンプル、写真、カタログ、図解したもの
のその他の識別方法等

なお、侵害の事実とは、海外で製造された物品が日本国内に輸入されると権利侵害に該当することとなる場合を含むことに留意する。

代理人が輸入差止申立てを行う場合

原権利者又は専用使用権者が、代理人に申立手続を委任する場合には、委任の範囲を明示して代理権を証する書類

(2) 輸入差止申立ての受理の際及び受理後に必要に応じて追加して受理する追加資料等

知的財産調査官は、申立人から次に掲げる資料等を輸入申立ての受理の際又は当該受理の後追加して提出したい旨の申し出があった場合において、輸入差止めを実施するために必要と認めるときは、当該資料等を逐次受理し、各税関及び関係部署に通知する。この場合において、提出された資料等は、輸入差止申立てに係る添付資料等の一部として取り扱うこととする。なお、税関が必要と認める場合には、必要と認める資料等の提出をしようと差し支えない。

輸入差止申立てに係る侵害物品について権利侵害を証する裁判所の判決書若しくは仮処分決定通知書の写し又は権利の効力についての特許庁の判定書の写し

弁護士等が作成した輸入差止申立てに係る侵害物品に関する鑑定書

申立人が自らの調査に基づき権利侵害を行う者に対して発した警告書又は新聞等に注意喚起を行った広告等の写し

輸入差止申立てに係る権利の内容について訴訟等で争いがある場合には、その争いの内容を記載した書類並行輸入に係る資料等

侵害物品を輸入することが予想される者、その輸出者その他侵害物品に関する情報

二 輸入差止申立書及び添付書類等の提出部数

9部（受付税関用及び他税関送付用）

ただし、申立人が特定の税関又は特定の税関官署のみにおける輸入差止めを申し立てる場合は、当該申立てに係る税関（特定の税関官署に係る場合には、当該税関官署を管轄する税関）の数とする。

（注）添付資料は、他税関送付用（最大8部）については、写しを提出させることとして差し支えない。

なお、上記ハ(1)のサンプル等の現物については、これに加えて申立人に過度の負担を与えない範囲内で必要と認

関税税率法基本通達（改正部分下線）

める数の提出を求めることができる。

(2) 輸入差止申立ての審査

イ 次の受理要件を満たしている輸入差止申立ては、受理する。ただし、(ロ)及び(ハ)の資料等については、当該輸入差止申立ての対象物品が複数の場合であってその一部の物品についてのみこれらの資料等が整っているときは、当該一部の物品に係る部分についてのみ有効な申立てがあったものとしてこれを受理し、その他の物品については、不足していた資料が追加して提出されたときに、当該物品に係る部分について有効な申立てがあったものとして取り扱う。

(イ) 「輸入差止申立書」記載事項のうち、次の事項の記載があること。ただし、に掲げる事項については、受理の後、追加して資料等を提出させて差し支えない。

　　自己の権利の内容

　　自己の権利を侵害すると認める貨物の品名

　　自己の権利を侵害すると認める理由

　　輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間

　　真偽の識別ポイント

　　その他参考となるべき事項

　　(ロ)、(ハ) (略)

□ (略)

ハ 次に掲げる輸入差止申立書の審査において、当該輸入差止申立てに係る物品が申立人の知的財産権を侵害していることに疑義があるときは、申立人に対して、当該物品が侵害物品であることを証する裁判所の判決書若しくは仮処分決定通知書、権利の効力に係る特許庁の判定書又は弁護士等が作成した当該物品に関する鑑定書の提出を求めるところとする。

　　商標権に係る類似商標又は類似商品に関する輸入差止申立て

　　著作権又は著作隣接権に係る真正物品と形状・内容に差異のある複製物に関する輸入差止申立て

(3) 輸入差止申立ての受理又は不受理の際の取扱い

イ～ハ (略)

二 輸入差止申立てを受理した場合には、その内容を知的財産権取締情報として登録し、各税関官署に周知する。

(4) 輸入差止申立ての内容の公表

受理した「輸入差止申立書」の内容は、次により公表する。

イ (略)

□ 公表方法

輸入差止申立てを受け付けた税関は、当該輸入差止申立てに係る申立人の氏名又は名称、連絡先、権利の内容及び侵害物品の品名を、受理後遅滞なく、本省に通報することとし、本省は、通報された内容のうち申立有効期間中の輸入差止申立てに係るものを輸入差止申立ての受理の都度及び1月毎に公表する。

(5) 輸入差止申立ての更新

イ (略)

□ 更新書が提出された場合は、上記(1)から(4)までに準じて取り扱う。

　　ただし、輸入差止申立てについて追加すべき事項（内容の変更を含む。）がない場合には、更新書（原本）のみを提出されることとし、添付資料等の提出は省略させて差し支えない。

(6) 輸入差止申立ての内容変更

輸入差止申立て（上記(5)の規定に基づく更新を含む。以下(8)までにおいて同じ。）を受理した後、申立有効期間中に申立人から、輸入差止申立てを受け付けた税関に、内容変更（追加情報を含む。）の申出があった場合には、変更内容を書面（任意の様式）により提出させるものとし、内容変更後の輸入差止申立てが受理要件を満たしている場合にはこれを認めるものとする。

　　この場合において、提出させる書類及び資料等の部数は、上記(1)二に準じて取り扱うものとし、提出させた書類を対象税関の知的財産調査官に送付する。

　　なお、知的財産調査官は、輸入差止申立てを受理するに際して、申立人に対して輸入差止申立ての内容について変更が生じた場合には、速やかに「輸入差止申立書」受付税関に書面をもって提出するよう予め通知する。

(7)～(8) (略)

（輸入差止情報提供の取扱い）

21の2 2 輸入差止情報提供の手続及びその取扱いは、次による。

関税定率法基本通達（改正部分下線）

(1) 輸入差止情報提供の手続

輸入差止情報提供をしようとする権利者には、「輸入差止情報提供書」(T-1920)及び所要の添付書類等を次により提出させることにより行わせるものとする。

イ 情報提供者

輸入差止情報提供を行うことができる者は、原権利者又は専用実施（利用）権者とする。

なお、代理人に情報提供手続を委任することを妨げない。

ロ（略）

ハ 提出書類等

(1) 添付が必要な資料等

権利の内容を証する書類 権利の登録原簿の謄本及び公報

侵害物品と確認できる資料等

()輸入差止情報提供に係る真正商品と侵害物品を識別することができるサンプル、写真、カタログ又は当該物品を図示したものその他の識別方法等

なお、回路配置利用権については、権利が設定登録された回路配置の拡大カラー写真、自己の権利を侵害していると認める回路配置の拡大カラー写真、権利の設定登録に係る半導体集積回路の実物及び自己の権利を侵害していると認める半導体集積回路の実物とする。

()平成6年1月1日以降に出願（特許法等の一部を改正する法律（平成5年法律第26号）による改正後の実用新案法の適用を受けるものに限る。）し登録された実用新案権については、実用新案技術評価書を提出させるとともに、実用新案法第29条の2（実用新案技術評価書の提示）の規定に基づき権利者が権利侵害を行う者に対して発した警告書の写し

なお、権利者が権利侵害を行う者を把握し、かつ、警告を発していない場合には警告書を発するよう指導し、侵害物品を輸入することが予想される者たちその者に対する警告書の写しが提出されていないものについては、その者に係る部分について「輸入差止情報提供書」が受け付けられていないものと取り扱う。

また、「輸入差止情報提供書」には可能な限り権利侵害を行う者の具体的情報を記載させる。

（注）権利者が実用新案技術評価書を請求し、これを取得しているか否かは実用新案公報又は特許庁公報の技術評価リストに記載されている。

()回路配置利用権については、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）第24条（善意者に対する特例）第1項の規定に基づき情報提供者が自らの調査に基づき模倣品を輸入している旨の警告書を送付した模倣品の輸入者等の氏名、住所等及び警告書の写し（内容証明付郵便により送付されたこと及び送付月日が明らかなものに限る。）

代理人が輸入差止情報提供を行う場合 原権利者又は専用実施（利用）権者が代理人に情報提供手続を委任する場合には、委任の範囲が明示された代理権を証する書類

(II) 輸入差止情報提供書の受付後、必要に応じて受理する追加資料等

知的財産調査官は、情報提供者から次に掲げる資料等を追加したい旨の申し出があった場合において、取締りを実施するために必要と認めるときは、当該資料等を逐次受け付け、各税関及び関係部署に通知する。この場合において、追加された資料等は、輸入差止情報提供に係る添付資料等の一部として取り扱うこととする。

輸入差止情報提供に係る侵害物品について権利侵害を証する裁判所の判決書若しくは仮処分決定通知書の写し又は権利の効力についての特許庁の判定書の写し

弁護士等が作成した輸入差止情報提供に係る侵害物品に関する鑑定書

上記(1)（）の規定によるもののほか、情報提供者が自らの調査に基づき権利侵害を行う者に対して発した警告書又は新聞等に注意喚起を行った広告等の写し

輸入差止情報提供に係る権利の内容について訴訟等で争いがある場合には、その争いの内容を記載した書類並行輸入に係る資料等

情報提供者が並行輸入品の差止めを求める場合においては、前記21-7(2)に掲げる合意の内容を確認することができる資料及び表示方法を示す資料を提出させ、「輸入差止め情報提供書」の5(2)「並行輸入に関する参考事項」欄に次の事項を必ず記載させるものとする。

A 当該製品の販売先又は使用地域から我が国が除外されていること

B 当該製品の販売先又は使用地域から我が国が除外されている旨の表示方法

C 権利者名及び譲受人名

侵害物品を輸入することが予想される者、その輸出者その他侵害物品に関する情報

二 提出部数

9部（受付税関用及び他税関送付用）

（注）添付資料は、他税関送付用（最大8部）については、写しを提出することとして差し支えない。

なお、上記ハ(1)のサンプル等の現物については、これに加えて情報提供者に過度の負担を与えない範囲内で必要と認める数の提出を求めることができる。

関税定率法基本通達（改正部分下線）

(2) 輸入差止情報提供の受付

前記 21 の 2 - 1 (輸入差止申立ての取扱い) (2)に準じて取り扱い、輸入差止情報提供を受け付けた場合には速やかに対象税關の知的財産調査官に「輸入差止情報提供書」及び添付資料等を送付し、輸入差止情報提供を受け付けない場合には、情報提供を行おうとした者にその理由を開示する。

(3) (略)

(4) 輸入差止情報提供の継続期間の延長等

イ 情報提供者が輸入差止情報提供の継続期間の延長を希望する場合は、継続期間の満了前 3 月から満了の日までの間に「輸入差止情報提供継続申請書」(T-1930)(以下「継続書」という。)を当該輸入差止情報提供を受け付けた税關に提出させる。

ロ 継続書が提出された場合は、上記(1)から(3)までに準じて取り扱う。

ただし、輸入差止情報提供について追加すべき事項（内容の変更を含む。）がない場合には、継続書（原本）のみを提出させることとし、添付資料等の提出は省略させて差し支えない。

(5) (略)

2. 輸入差止申立てを行う侵害物品の品名等【公表】

品 名	
輸入統計品目番号（9 桁）	

3. 侵害物品と認める理由及び真偽の識別ポイント【公表の可否： 可、 否】

--

4. 輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間【公表】

平成 年 月 日 から	平成 年 月 日 まで
-------------	-------------

5. その他参考となるべき事項

(1) 侵害物品の輸入に関する参考事項【非公表】

予想される輸入者	住所 氏名（名称及び代表者の氏名） (電話番号)
その他特定又は 想定される事項	輸出者 仕出国 その他

(2) 並行輸入に関する参考事項

外国における権利設定状況 【公表】	
外国の権利者との関係 【公表の可否： 可、 否】	
外国において製造されている 真正商品の特徴（輸入価格を 含む。） 【公表の可否： 可、 否】	
外国における権利の許諾関係 【公表の可否： 可、 否】	
その他の事項 (ライセンス契約の内容、ラ イセンサー、製造工場のリ スト等) 【非公表】	

(3) その他の参考事項 【公表の可否： 可、 否】(適宜、参考資料等を添付する。)

- a . 輸入差止申立てに係る権利の内容については訴訟等で争いがある場合には、その争いの内容
- b . 真正商品の製造価格（輸入品にあっては FOB 価格）
- c . その他

2. 輸入差止情報提供を行う侵害物品の品名等【公表】

品 目	
輸入統計品目番号(9桁)	

3. 侵害物品と認める理由及び真偽の識別ポイント【公表の可否： 可、 否】

--

4. 輸入差止情報提供継続希望期間【公表】

平成 年 月 日 から	平成 年 月 日 まで
-------------	-------------

5. その他参考となるべき事項

(1) 侵害物品の輸入に関する参考事項【非公表】

予想される輸入者	住所 氏名（名称及び代表者の氏名） (電話番号)
その他特定又は 想定される事項	輸出者 仕出国 その他

(2) 並行輸入に関する参考事項

外国における権利設定状況 【公表】	
外国の権利者との関係 【公表の可否： 可、 否】	
外国において製造されている 真正商品の特徴（輸入価格を 含む。） 【公表の可否： 可、 否】	
外国における権利の許諾関係 【公表の可否： 可、 否】	
その他の事項 (ライセンス契約の内容、ラ イセンサー、製造工場のリ スト等) 【非公表】	

(3) その他の参考事項 【公表の可否： 可、 否】(適宜、参考資料等を添付する。)

a. 輸入差止情報提供に係る権利の内容については訴訟等で争いがある場合には、そ

の争いの内容

b. 真正商品の製造価格（輸入品にあっては FOB 価格）

c. その他